



英國元帥子爵キツチーナ外四名
敘勲ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

明治四十二年十一月十一日

内閣總理大臣侯爵桂太郎

内

閣



即、仰可

めくられず

勲局上申第百七十一號 勲 四二一

明治四十二年十一月十一日

内閣

内閣總理大臣 賞勲局總裁

外務大臣上奏英國元帥子爵キッターナ外四名叙
勲ノ儀調査スルニ右ハ今般軍事上ノ要務ヲ帶ヒ
本邦へ派遣セラレタル者ニシテ同盟國ノ關係上
從來本邦軍事上ニ竭セル功績尠カラス猶ホ將
來ニ於テモ同人等ノ盡力ヲ要スルコト可有之矣趣
ニ付此機ニ於テ特ニ外務大臣上奏頭書ノ通夫
々叙勲被仰出可然哉此段允裁ヲ仰ク

内閣

英國元帥子爵キツチーナ以下別記五名儀ハ
今般軍事上、要務ヲ帶ヒ本邦ハ派遣セラレ
タル者ニ候處同盟國ノ關係上從來本邦
軍事上ニ竭セル功績不尠猶ホ將來ニ於テモ
同人等ノ盡力ヲ要スルコトモ多ク可有之
趣ヲ以テ此機ニ於テ特ニ各頭書ノ通叙勳
被仰出度旨陸軍大臣子爵寺内正毅ヨ
リ申立有之候間該勳章被下賜候様仕度
此段謹テ奏ス

外務省

明治四十二年十一月十日

外務大臣伯爵小村壽太郎



英國

作記

勲一等旭日桐花章

元帥子爵キッチナー

作記

勲二等旭日章

少將 ローリンソン

作記

勲三等旭日章

中佐 ラムトン

作記

勲四等旭日章

少佐 ブルーク

作記

勲五等旭日章

大尉 ファイツゲラールド

外務省

送第 二五八 號

英國元帥子爵キツチーナ以下五名叙勲
ノ儀別紙ノ通上奏致候間至急可然御取
計相成度此段申進候也

明治四十二年十一月十日

外務大臣伯爵小村壽太郎



内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

外務省

四十二年十一月十一日 發